

2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

2027 年国際園芸博覧会に出展し、川口市産花・緑産業の魅力を表現するとともに、国内外の来訪者に川口市への興味関心を促し、本市誘客・販路拡大につなげる。本業務委託に関し、事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 実施形式 公募型

4 見積限度額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

項目	日程	備考
①プロポーザル実施 HP 公表	7 月 31 日（金）	川口市 HP に各書式掲載
②質問受付	7 月 31 日（金）～ 8 月 21 日（金）17 時	
③質問回答	受付後随時	メールにて回答
④参加申込書提出期限	8 月 19 日（水）17 時（厳守）	持参又は郵送（必着）
⑤提案書・見積書類提出期限	8 月 31 日（月）17 時（厳守）	持参又は郵送（必着）
⑥結果通知	9 月 11 日（金）以降	

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は下記の書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式第1号）
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 締切日 令和8年8月19日（水）17時（時間厳守、郵送の場合必着）
- (4) 提出先 〒332-8601 川口市青木2-1-1
川口市経済部農政課農業振興係 担当 八木沢、安齋

8 参加資格の確認通知

- (1) 通知期限 令和8年8月26日（水）17時までに、参加の可否を通知します。
- (2) 通知方法 参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知します。

9 質問受付及び回答

- (1) 質問方法 質問書（様式第2号）に記入し、下記メールアドレスへメールで送付
- (2) 送付先 100.04010@city.kawaguchi.saitama.jp
- (3) 受付期間 令和8年7月31日（金）～8月21日（金）17時
- (4) 回答方法 参加申込書に記載された全参加者のアドレスへ回答書（様式3号）を用いてメールにて回答

10 企画提案書の提出

参加資格を有することが認められたものは下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類 10部 (A4版)

①企画提案書頭紙 (様式第4号)

②提案書 (任意様式)

③見積書 (任意様式) ※内訳も明記すること。

④企業・団体概要 (様式第5号)

※グループの場合は、グループ構成表 (様式第6号)

以下、博覧会協会が示すガイドライン等を遵守した内容であること。

	提出物	内容	様式
1	提案書	次に掲げる事項について記載 ①屋内展示名称及びテーマ ☐ 川口市屋内展示名称 ☐ 博覧会協会の示すテーマ、サブテーマ、出展週テーマとの関連性、考え方を示すこと。 ②計画概要 ☐ 川口市産花・緑産業の魅力を表現するとともに、国内外の来訪者に川口市への興味関心を促し、本市誘客・販路拡大につなげる内容とすること。 ☐ 展示物の概要、空間構想、考え方について記載のうえ、全体がわかるイメージ図を提出すること。 ☐ 展示する植物の一覧 (産地、調達予定先) について記載すること。 ③出展事前PRについて ☐ 屋内出展の機運醸成に繋がる事前PRの内容がわかる計画書を示すこと。 ④業務スケジュール	任意 (A4)
2	見積書	概算見積額 ☐ 見積額の上限は 6,000,000 円 (税込) とする。	任意 (A4)

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 締切日 令和8年8月31日 (月) 17時 (時間厳守、郵送の場合必着)

(4) 提出先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1

川口市経済部農政課農業振興係 担当 八木沢、安齋

1 1 選定

(1) 実施方法

- ア 別添「2027 年国際園芸博覧会川口市屋内出展業務委託審査基準表」に基づき、提案書による書面審査とします。
- イ 選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。
- エ 評価点の合計が 60 点に満たない場合は優先交渉権者に該当しないものとします。
- オ 提案内容について質問が出た際は、必要に応じ電話・メールにてヒアリングさせていただきます。

(2) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とするとともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。

- ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
- イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
- ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
- エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 2 選定結果の通知・公表

選定結果については、審査終了後、書面により通知します。なお、結果についての意義の申し立ては一切受け付けません。

1 3 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1 4 契約条件

- (1) 契約の際に、優先交渉権者と企画内容の詳細を別途協議・調整の上、企画提案書及び見積書の内容等について、変更を行う場合があります。
- (2) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとします。
- (4) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1 5 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 7 号）を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で使用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

1 6 問合せ先

川口市経済部農政課農業振興係 担当 八木沢・安齋

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

電話：048-259-7249

F A X：048-258-1161

メールアドレス：100.04010@city.kawaguchi.saitama.jp